

宇治市監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年12月5日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

松峯茂

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

令和2年度の定期監査における指摘事項に対して講じた措置を対象とし、次の項目について監査を実施した。

貸付金返還金収入状況（地域福祉課）

生活保護費等返還金収入状況（生活支援課）

生活保護費扶助費前渡資金支出状況（生活支援課）

後期高齢者医療保険料（滞納分）収入状況（年金医療課）

冊子等売却等収入状況（都市計画課）

証明手数料収入状況（都市計画課）

補助金支出状況（歴史まちづくり推進課）

委託料支出状況（善法青少年センター）

## 第3 監査の着眼点

令和2年度の定期監査における指摘事項について、提出された措置状況報告のとおり、監査対象課において措置が講じられ、事務の適正化及び改善が図られているかに着眼して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、監査対象項目の事務事業のうち、主として令和4年4月1日から同年7月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査及び実地調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和4年9月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和4年10月19日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり一部に措置状況報告に記載された措置が講じられていない所属が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見受けられなかったものについては、次回定期監査においても、指摘事項の無いように、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

## 記

### 1 福祉こども部地域福祉課

#### (1) 貸付金返還金収入状況について

令和2年度の定期監査において、不納欠損処理の遅れが見受けられ、不納欠損処理について速やかに検討されたいと指摘した。

これに対し、地域福祉課からは、不納欠損処理について関係部署と協議を行い、他自治体の状況を参考にしつつ検討し、今後、顧問弁護士等相談を行いながら具体的な手法について検討していくとの報告があった。

今回、随時監査を行い、調査したところ、府内他市の状況調査は行われたものの、未だ具体的な検討に至っていなかったことから、早急に検討されるよう求める。

### 2 福祉こども部生活支援課

#### (1) 生活保護費等返還金収入状況について

令和2年度の定期監査において、納期限を経過した収入未済のものについて、督促状を発していない事例が見受けられたと指摘した。

これに対し、生活支援課からは納期限を経過した収入未済のものについて、督促状を発付し、事務の適正化を図ったとの報告があった。

今回、随時監査を行い、調査したところ、督促状は適正に発付されていることが確認できた。

#### (2) 生活保護費扶助費前渡資金支出状況について

令和2年度の定期監査において、生活保護費扶助費前渡資金の精算の遅れが見受けられたと指摘し、直ちに改善されるよう求めた。

これに対し、生活支援課からは前渡資金の精算については適正に処理するよう課内で徹底するとの報告があった。

今回、随時監査を行い、調査したところ、一定の改善は見られたものの、今回も同様の精算の遅れが見受けられた。

適正な事務の執行を求める。

### 3 健康長寿部年金医療課

#### (1) 後期高齢者医療保険料（滞納分）収入状況について

令和2年度の定期監査において、後期高齢者医療保険料の滞納分について、適正な債権管理に努められたいと指摘した。

これに対し、年金医療課からは、府内自治体の後期高齢者医療制度に基づく保険料の滞納処分の状況について調査するとともに、滞納処分の実施

について検討するとの報告があった。

今回、随時監査を行い、調査したところ、府内自治体の状況調査を実施され、また、滞納処分事務要領を策定し、同要領に基づき、債権回収の取組が実施されていることが確認できた。

#### 4 都市整備部都市計画課

##### (1) 冊子等売却等収入状況について

令和2年度の定期監査において、窓口で領収した現金の指定金融機関等への入金が遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、都市計画課からは、調定事務を行う職員と手数料を収入する職員が密に連携するよう指導し、窓口で領収した現金等は金庫で保管後、2～3日のうちに指定金融機関へ入金しているとの報告があった。

今回、随時監査を行い、調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。

##### (2) 証明手数料収入状況について

令和2年度の定期監査において、窓口で領収した現金の指定金融機関等への入金が遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、都市計画課からは、調定事務を行う職員と手数料を収入する職員が密に連携するよう指導し、窓口で領収した現金等は金庫で保管後、翌営業日までに指定金融機関へ入金しているとの報告があった。

今回、随時監査を行い、調査したところ、おおむね適正に処理されていることが確認できた。

#### 5 都市整備部歴史まちづくり推進課

##### (1) 補助金支出状況について

令和2年度の定期監査において、文化財保護事業について、文化財保護事業補助金交付要綱の規定と運用との間に齟齬が見受けられたので、整理を図りたいと指摘した。

これに対し、歴史まちづくり推進課からは、補助金交付要綱の定め方について課題があることから所要の改正を行った、今後は例規に基づく適切な事務処理を行うとともに、事務手続の根拠となる例規の点検に努めるとの報告があった。

今回、随時監査を行い、調査したところ、要綱の改正が行われたことが確認できた。

#### 6 教育委員会善法青少年センター

(1) 委託料支出状況について

令和2年度の定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、善法青少年センターからは、支出負担行為を適切な時期に行うよう、担当職員に周知を図るとともに、再発防止に向けて全ての支出事務を行う際の注意点について周知徹底を行ったとの報告を受けた。

今回、随時監査を行い、調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。